# 災害等情報（詳報）

<table>
<tr><td>鉱　種：石灰石</td><td colspan="5">鉱山の所在地：埼玉県</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害等の種類：坑内・運搬装置のため（車両系鉱山機械のため）</td><td rowspan="2">発生日時：<br>平成30年5月1日(火)<br>13時00分頃</td><td rowspan="2">罹災者数</td><td>死</td><td>重</td><td>軽</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="6">罹災者　年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数：<br>４８歳、採鉱係員、直轄、勤続年数：６ケ月、担当職経験年数：６ケ月</td></tr>
<tr><td colspan="6">罹災程度：左橈骨・尺骨骨折（休業日数：３日）</td></tr>
<tr><td colspan="6">【概要】<br>作業員Ａ（罹災者）は、坑道内でさく孔用の車両系鉱山機械（ファンカットドリル、略称：ＦＣＤ）を移動させていたところ、天盤にさく孔部のガイド上端の天盤保持用アンカー部が接触しそうになったので、一旦停止させた。<br>その後、運転台から降りてガイドの角度を変えるため、コントロールボックスのガイド回転レバーを操作した。このとき、当該作業員は天盤を注視していたため、手元のレバーの状態は注目していなかった。<br>ガイドの回転を下向きに操作していたところ、ガイドに取り付けてある集塵用ホースがコントロールボックスの一番外側のレバーに接触し、ガイド先端部の首振り機能が動いたため、コントロールボックスとガイドの一部に左前腕部が挟まり罹災した。<br>緊急停止ボタンが挟まれた左手側にあったため手が届かず、咄嗟にコントロールボックスの右側にあった配電盤の油圧ポンプ停止スイッチを押し、作動を停止させた。</td></tr>
<tr><td colspan="6">【原因】<br>１．コントロールボックスを所定の位置に固定しておらず、ガイドがコントロールボックスに接触する状態であった。<br>２．ガイドを操作した時にコントロールボックスとガイドが近付きすぎて挟まれた。<br>３．コントロールボックスに安全に手を保護するガードが設置されていなかった。<br>４．保安教育で操作方法上の注意点について、教育内容が不十分であった。</td></tr>
<tr><td colspan="6">【対策】<br>１．移動の際には、コントロールボックスを本体横に固定することを、コントロールボックス本体に表示した。<br>２．コントロールボックスの操作レバー周囲にガードを設置した。<br>３．アウトリガーの前方にコントロールボックスがあると、ガイドと接触の危険があるので当面の間、複数で安全確認を行い、挟まれ等の危険が無い位置であることを確認して作業を行う。<br>４．リスクアセスを行い、当該作業の保安教育を行い、安全確保を再度徹底する。</td></tr>
</table>

【参考情報等】
・機械の特性に合った作業手順を作成し、安全な場所、操作で作業しましょう。
・可動部に接触してもすぐに停止できるように安全装置の設置を検討しましょう。

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。
＜鉱山保安法令＞
・同法施行規則第１２条
・鉱業権者が講ずべき措置事例第１０章

【お問い合わせ先】
関東東北産業保安監督部　鉱山保安課　平田、駒木根
電話番号：０４８－６００－０４３７

図１　災害発生箇所位置図

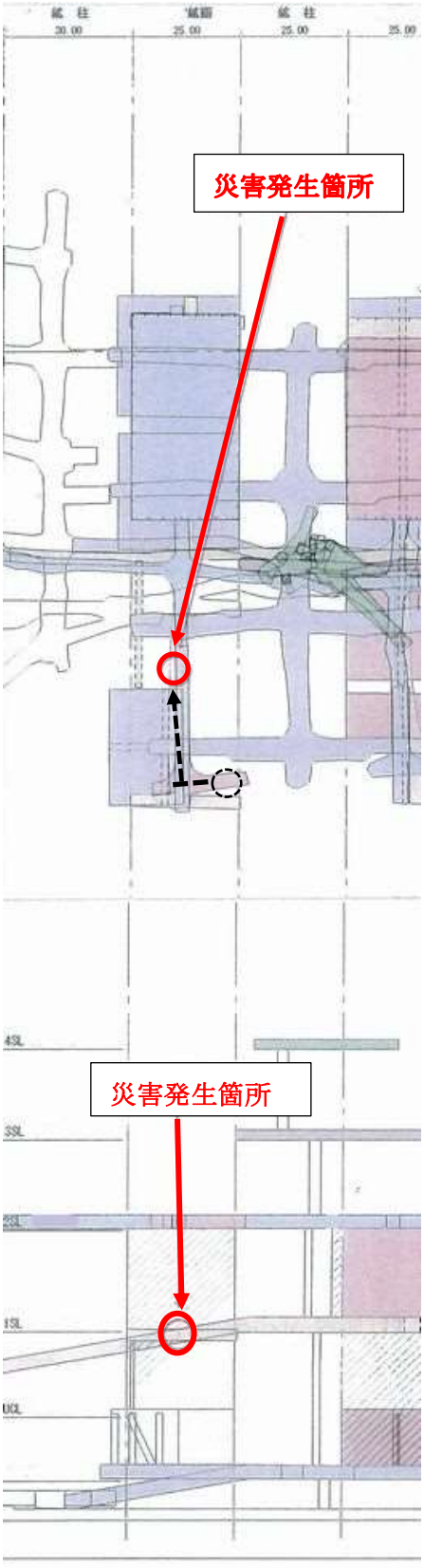

写真１　災害発生箇所の状況

写真２　罹災状況

○：罹災者の左腕が挟まれた状況

写真３　コントロールボックス操作部にガードを設置
移動時にコントロールボックスを本体横に固定することを掲示

**図2** コントロールボックス可動範囲

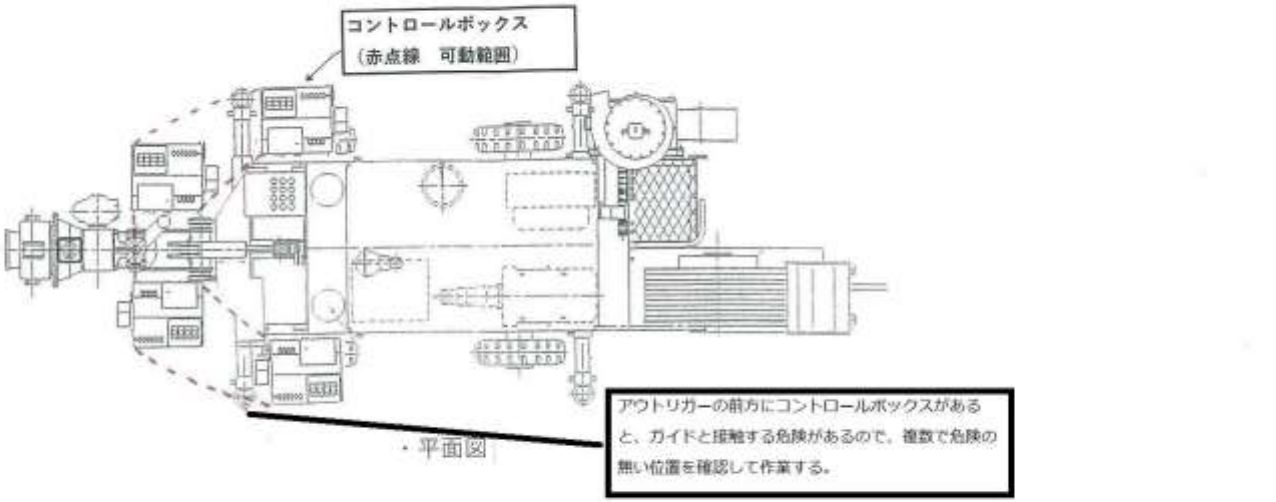


・平面図

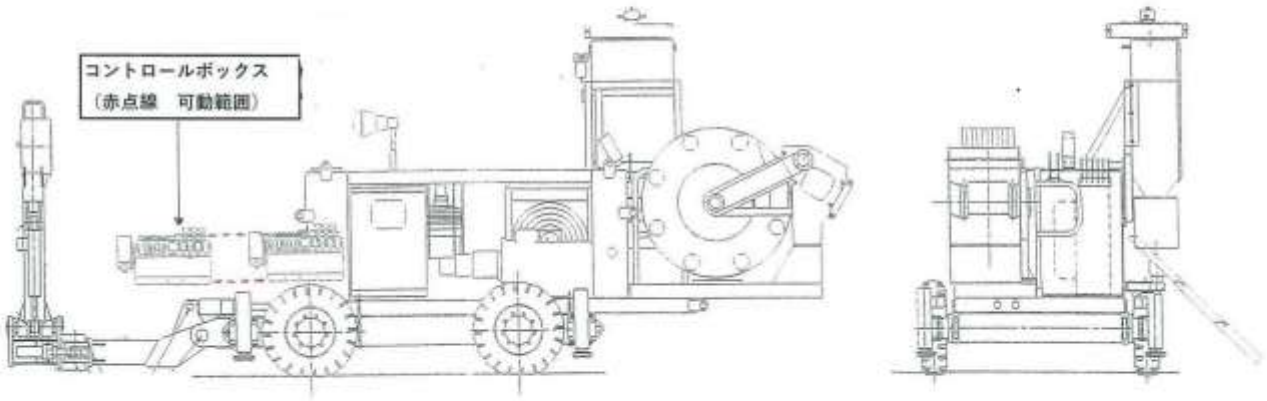


・側面図(ガイド省略)